

## 申入書

〒615-8245

京都府京都市西京区御陵大原1-49

株式会社ファーマフーズ

代表取締役 金 武祚 殿

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号 大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之



拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和4年8月3日付「申入書」において、当法人から貴社に対し、貴社が、特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）の規定に基づき、電話勧誘販売において消費者に交付する書面（以下「貴社法定書面」といいます。）の記載内容を改訂いただくよう、申し入れを行いました。

上記申し入れに対する貴社から当法人に対する令和4年8月29日付「回答書」を拝受いたしております。貴社のご見解を踏まえて、改めて当法人において検討いたしました。当法人としては、貴社法定書面は特商法の規定に反する内容となっており、改訂すべきものであるとの見解は変わりません。ここに再度、貴社法定書面の記載内容を改訂いただくよう申し入れを行いますので、ご対応いただきますようお願い申し上げます。なお、貴社の見解や対応につき令和4年11月25日までに当法人宛、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 本件では、貴社がルーペ購入勧誘のチラシを配布し、ルーペ購入のために電話を架けてきた消費者に対し、貴社がサプリメント定期購入の勧誘する方法（以下「本件販売方法」といいます。）が、特商法第2条第3項、特商法施行令第2条第1号に該当する電話勧誘販売か、それとも通信販売かが問題となっています。
- 2 貴社は、ルーペ及びサプリの販売実績から、「このようにチラシの記載のとおり博士ルーペを購入している人が7割以上ございますので、『政令委任の方法』が言うような『真の目的が別にある』というケースには該当しないものと考えております。」との見解を示しています。
- 3 しかし、貴社のご見解は、特商法及び同施行令の解釈を誤っていると考えます。

- (1) 今回問題となっているのは貴社の勧誘方法です。消費者が事業者から商品（役務）を購入するか否かは、その商品（役務）の内容、価格等に影響されるものであり、商品の販売実績のみで、特商法に規定する通院販売か電話勧誘販売かを判断することは適切ではありません。
  - (2) 本件販売方法は、ルーペは本体価格1995円、送料756円であるのに対し、サプりは、1回目こそ700円ですが、2回目以降は5160円です。サプりの価額の方がルーペよりも高額で、貴社が受ける利益も大きいと思われます。価格の安いルーペについての広告を見て電話を架けてきた消費者に対し、初回の価格を安価に設定してサプリの定期購入を勧誘しているものです。貴社の真の目的は、サプリの定期購入を勧誘するところにあると言わざるを得ません。
  - (3) 消費者は、ルーペの広告を見て、ルーペを購入するために電話を架けています。サプリの勧誘を受けることは、全く予期していません。事業者が消費者に対し、突然かつ一方的に勧誘を開始する点で不意打ち性が強く、商品の現物や資料をゆっくり検討する余裕がないまま応答を求められるなど、電話勧誘販売としての規制を受けるべき勧誘方法に該当します。
- 4 以上のとおり、本件販売方法は、特商法第2条第3項、特商法施行令第2条第1号に該当する電話勧誘販売と考えます。

以上

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3 階野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277